

論文審査の結果の要旨及び担当者

報告番号	博(歯)甲第144号	氏名	中村 康司
論文審査担当者	主査教員	藤井 弘之	
	副査教員	加藤 有三	
	副査教員	熱田 充	
<p>・論文審査の要旨</p> <p>中村康司は、昭和61年3月に長崎大学歯学部を卒業した後、同年歯科医師国家試験に合格した。昭和61年6月から長崎大学歯学部附属病院第2補綴科医員、昭和62年4月より長崎大学歯学部附属病院第2補綴科助手となり、平成3年3月退職した。平成3年4月より平成6年3月まで長崎大学大学院歯学研究科研究生として在籍した。平成3年6月、なかむら歯科医院(諫早市)を開設し現在に至る。平成12年4月に長崎大学大学院歯学研究科(博士課程:社会人特別選抜)に入学して、歯学を専攻した。</p> <p>定められた期間に選択必須科目の主科目(咬合運動学特論)と副科目(歯冠修復学特論)並びに必須科目1科目と選択科目5科目を履修し、合計32単位を修得した。学位論文の基礎となる研究要旨及び経過は、歯学研究科学位申請委員会が主催した平成15年11月7日の研究経過報告会で「要介護者に対する口腔ケア介入時の評価項目の検討」の演題で発表した。また、同研究科が行う語学試験(ドイツ語、英語)には、平成17年1月11日に合格した。</p> <p>学位論文の主論文として、「Items used to assess oral health in care-dependent persons and changes in oral condition after care intervention」(International Chinese Journal of Dentistry:5,53~60,2005)を歯学研究科長に提出し、博士(歯学)の学位を申請した。歯学研究科教授会は、これを平成17年7月20日の定例委員会に付議し、論文の要旨ならびに申請の資格等を検討した結果、受理して差し支えないものと認めたので、上記3名の審査委員を選定した。審査委員は共同で論文の内容を慎重に審査し、平成17年8月24日申請者に対して試問を行い、下記の論文審査の結果ならびに最終試験の結果を平成17年9月21日の歯学研究科教授会に報告した。</p>			

主論文の内容は以下の通りである。

要介護者の口腔保健について、いくつかのアセスメント票が提示されているが、その内容は多様で、彼らの特性を表現し、これを反映した介護メニューの選択に役立つ、簡便なアセスメント票は未だ確立されていない。本研究の目的は、コントロール下で実施された口腔ケアの実践データを収集・分析して、ケア介入前後の口腔内状態や口腔機能の変化およびケアの効果を把握しやすい評価項目を選び出すときに役に立つ、参考資料を提供することである。

調査対象は、1999年度および2000年度長崎県老人保健施設口腔ケア実践指導事業に参加した17老人保健施設（収容定員1480名）の入所者90名（男性34名、女性56名、年齢の中央値82歳、同範囲43～95歳）である。彼らは施設入所原因障害の回復期あるいは維持期にあつて、いずれも口腔または食事に関する問題を有し、かつ施設のケア担当者の推薦と本人あるいは代諾権者のインフォームドコンセントが得られた要介護者である。対象者の口腔内状態18項目と口腔機能14項目について、担当の歯科医師が評価し、これらを基に要介護者個々人の初回評価時におけるケア管理上の問題点を選び出し、ケア担当者と共に本人の目標やケア内容を含んだ口腔ケアプランを作成した。専門的口腔ケアは、月2回の頻度で4ヶ月間継続した。ケア介入後の各項目の変化を改善・不変・悪化・不明に分類し、符号検定（両側性： $\alpha=0.05$ ）を用いてその有意性を検定した。

口腔内状態の中の口腔衛生状態について、介入後の改善率が最も高かったのは口腔清掃状態(54%)であった。以下、舌苔、口臭、歯肉腫脹、歯肉出血、歯石、義歯清掃自立度、うがい自立度、口腔乾燥の順に改善率が高く、ケア後の改善が有意であった評価項目は計9項目であった。口腔状態の中の義歯取り扱いと咬合について、ケア後に有意に改善した項目は義歯の安定、義歯の着脱自立、咬合状態の3項目であった。口腔機能の変化については、口腔内(食物)残留、構音、ムセや咳、咀嚼、流涎、舌運動、咳払い、洗口、嚥下の9項目でケア後の改善を観察している(いずれも $p<0.05$)。

申請者は、これらの結果は、要介護者群へのケア介入の有用性と妥当性を示唆すると同時に、ケア介入効果の判定や要介護者あるいは介護担当者の動機付けに有用な変量を提示している、と指摘している。

上記審査委員は、本研究で得られた知見は、今後の要介護者に対する口腔ケアの臨床と歯学の進歩に貢献するものと評価し、本論文が博士（歯学）の学位論文に値するものと認めた。